

大規模災害発生時における被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定活動に
必要な判定士の派遣協力に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と社団法人大阪府建築士会（乙-1）、社団法人大阪府建築士事務所協会（乙-2）、社団法人日本建築家協会及び同近畿支部（乙-3）、社団法人日本建築協会（乙-4）（乙-1、乙-2、乙-3、乙-4併せて以下「乙」という。）は、大規模災害が発生した際、被災建築物応急危険度判定要綱及び被災宅地危険度判定実施要綱（以下併せて「両要綱」という。）に基づいて実施する「被災建築物応急危険度判定」及び「被災宅地危険度判定」（以下併せて「判定活動」という。）に必要な判定士の派遣協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（派遣協力の要請）

第1条 甲は、大規模災害発生時において、両要綱に基づき、判定活動を円滑に実施するため、必要があると認めるときは、乙に対して、判定士の派遣について協力（以下「派遣協力」という。）を要請（以下「派遣協力要請」という。）することができる。

（派遣協力要請の手続き）

第2条 甲の派遣協力要請は、口頭、電話、電信その他の情報通信手段（以下「電話等」という。）により行い、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 派遣協力要請する判定士の派遣場所
- 二 派遣協力要請する判定士の人員
- 三 派遣協力要請する判定士の派遣期間
- 四 その他必要な事項

2 甲は、派遣協力要請を電話等で行った後、速やかに乙に対して派遣協力を要請した旨の文書を提出するものとする。

（派遣協力の実施）

第3条 乙は、派遣協力要請を受けたときは、可能な限り、派遣協力を行うものとする。

2 乙は、前条第1項の規定に基づく派遣協力要請を受けたときは、次の第一号に掲げる事項を電話等により、甲に報告するとともに、次の各号に掲げる事項を文書で提出するものとする。

- 一 所属団体名及び人員
- 二 派遣する場所及び期間
- 三 派遣する判定士の住所、氏名、連絡先及び会社名

（判定士の業務等）

第4条 本協定における業務は、次のとおりとする。

- 一 被災建築物応急危険度判定業務
- 二 被災宅地危険度判定業務

2 甲は、判定士が円滑に業務遂行できるよう事前に必要な措置を講じることとする。

（災害時における補償）

第5条 前条第1項における判定士業務に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- 一 全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度に基づく補償
- 二 被災宅地危険度判定実施要綱第12条及び被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則に基づく補償

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、本協定の運用に関する連絡責任者をあらかじめ定め双方通知するものとする。連絡責任者に異動のあった時においても同様とする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、必要な情報を相互に交換する。

（協定の有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、締結の日から平成24年3月31日までとし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から更新しない旨の申し入れがなされない限り、自動的に期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）

第9条 本協定について疑義が生じたとき、又は本協定の定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書5通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年8月17日

甲 大阪府知事 橋下 徹
代表者 大阪府知事 橋下 徹



乙-1 柳川 陽文
会長 柳川 陽文



乙-2 佐野 吉彦
会長 佐野 吉彦



乙-3 芦原 太郎 小島 孜
会長 芦原 太郎
近畿支部長 小島 孜



乙-4 中井 進
会長 中井 進

